

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2021年度第7号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2023年4月25日

答 申

町田市教育委員会

教育長 坂 本 修 一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2021年12月22日付け21町教学学第408号(2021年度第7号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年8月31日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年9月14日付け21町教学学第231号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分及び同日付け21町教学学第231号の3をもって行った個人情報不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年9月14日付け21町教学学第231号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分及び同日付け21町教学学第231号の3をもって行った個人情報不存在決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という)第

20条第2項の規定により、2021年8月31日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「〇〇〇〇について、町田市教育委員会及び学校がもっている相談記録（2015年5月～現在まで）本人、親、学校、職員、第三者との」（以下「本件対象文書」という）を対象とする個人情報開示請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、次の処分を行った。

(1) 「町田市教育委員会がもっている相談記録」の請求に対し、本件条例第21条第1項第7号に該当するとして、個人情報部分開示決定処分を行った。

(2) 「学校がもっている相談記録」の請求に対し、このことに関する情報を記録した文書が存在しないことを理由として、個人情報不存在決定処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会教育長（以下「審査庁」という）に対して、本件処分を不服として2021年10月14日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、個人情報部分開示決定処分については2021年11月10日付け21町教学学第299号の3、個人情報不存在決定処分については同第300号の3「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2021年12月8日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2021年12月22日付け21町教学学第408号「個人情報開示決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2022年7月15日 審議

2022年8月26日 処分庁への事情聴取

2022年10月14日 審査請求人による口頭意見陳述

2023年3月29日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

どのような内容で開示してもらえないのか詳細を聞きたい。子供が転校した経緯について調べている最中であり、メモについても全ての情報を黒塗りにするのではなく、開示できるところはしっかりと審査を出してもらいたい。子供は連れさらわれて環境も変えられ不利益が発生していると考えられる。

(2) 個人情報不存在決定処分について

学校側に情報があることは知っている。それを文書化していないということか。そうならただちに文字を起こすなど検討してもらいたい。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

本件は、未成年である開示請求者（以下、「子」という）の法定代理人である父が請求人である。しかし、子は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、市では子や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。

本件請求に対し、対象文書として特定した「〇〇〇〇さんに関するメモ」は、子の学籍の異動に関する記録を記載しており、子が在籍する学校及びその期間、子の学籍の異動に伴う対応内容等がわかるものである。非開示とした部分の情報を開示すると、子の現在の居所や通学している学校が特定される恐れがあり、子の利益に反すると認められるため、本件条例第21条第1項第7号を理由として非開示としたことは妥当である。

(2) 個人情報不存在決定処分について

実施機関である町田市立〇〇小学校・〇〇中学校（以下「小学校及び中学校」という）では、「〇〇〇〇について相談記録」について作成しておらず、本件条例第2条第2項に規定する公文書は存在しない。したがって本件請求に対し、不存在決定処分としたことは妥当である。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 〇〇〇〇さんのメモを対象文書に特定とあるが、この他に有るのか

回答に至っておらず、厳正なる対応を求める。

- (2) 「〇〇〇〇についての相談記録」に関するものについて、処分理由は「子の現在の居場所や通学している学校が特定される恐れがあり、子の利益に反すると認められたため」とあるが、これは子供の権利として適正な修学に対するものを意味するため親権のある保護者として知り得る権利だと考えている。またこれらとは全く関係のないものまで黒塗りであり、過剰な情報保護である。
- (3) 中学校にあった〇〇〇〇の荷物を町田市教育委員会学校教育部（学務課）に、引き渡したことが確認は取れている。2021年10月14日において、この件について学校教育部と話をしたが対応してもらえなかった。子どもの荷物とは、金品と同じことを意味するので詳細について回答いただきたい。
- (4) そもそも真偽もわからない一方の事情聴取のみであり、調べることなく相談があったことのみで児童虐待と判断する時点で問題がある。審査請求人は、親権もあり、接近禁止命令も出ておらず、支援措置がかけられていないことを市民課で確認している。もし、子どもを連れ去った側が子どもを虐待した場合はどうなるのか。世間でもそう言ったケースで命を落とす子どもが多い。その子供たちは、元の親が良かったと言っていたという事実がある。SOSにつながる連絡、監視があれば助けられる。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、子について町田市教育委員会及び学校が保有している2015年5月から請求時点までの本人、親、学校、職員、第三者との相談記録である。

実施機関は、町田市教育委員会の保有するメモを特定し、表題を開示し、その余の部分を非開示とする部分開示決定、小学校及び中学校については不存在決定を行った。

2 町田市教育委員会の相談記録の部分開示決定

(1) 本件条例第21条第1項第7号該当性

未成年者の法定代理人は、本人に代わって実施機関が保有している自己

に関する保有個人情報の開示を請求することができるが（本件条例第20条第2項）、法定代理人が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反するものと認められる場合には、開示の請求に応じないことができる（本件条例第21条柱書及び第1項7号）。

請求者は子を本人とし、子の法定代理人親権者として本件請求を行った。しかし、実施機関は、本人が請求人に対して、本人の居所や通学している学校を教えていないところ、本件対象文書の非開示部分には、本人の学籍の異動に関する記録や子や請求人が関係する、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）が規定する児童虐待（以下「虐待等」という）の相談やそれに対する実施機関の対応等の記録が記載されていることから、非開示部分を請求人に開示すると、子に係る情報が請求人に知られることとなり、子の利益に反すると認められることを理由として、部分開示を行った。

これに対して、請求者は、子の親権者であること、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置がなされていないこと、請求者に対して接近禁止命令が出されていないこと、町田市教育委員会が請求者に対して調査を行っていないことから、請求者に対して非開示部分を開示することが子の利益に反するとは認められないと述べる。

確かに、親権者であれば、法定代理人として子に代わって開示請求をすることができる。しかし、親権者による請求であっても、親権者であることをもって、常に親権者の利益と子の利益が合致するということはず、子の保有個人情報の開示をすることが子の利益に反すると認められるものについては、開示をしないことができると定められているのは前述のとおりである。また、相談記録には、虐待等にかかる相談を受けた経緯や行った対応などが記載されており、本件相談が子に対する虐待等の相談として行われたことに鑑みると、実施機関が非開示部分を非開示と決定したことには合理性が認められる。そのことは、実施機関の対応過程において、請求人からの聞き取りがされていないことや、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置や接近禁止命令がなされていないことによって左右されるものではない。

したがって、本件条例第21条第1項第7号に該当し、非開示とした実

施機関の判断は妥当である。

3 学校の相談記録の不存在決定

審査会において、実施機関の事情聴取を行った上、小学校及び中学校が保有する本人に関する情報を記録した文書を確認したが、請求対象に含まれる文書の存在は認められず、また相談記録が存在すると推測させるような事情も認められなかった。

したがって、実施機関がした処分は妥当である。

4 結論

以上のとおりであるから、町田市教育委員会が保有するメモに対し、表題のみを開示とする部分開示決定及び学校の相談記録についての不存在決定はいずれも妥当である。